

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例案について

1 条例改正の趣旨

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項において、都道府県は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者（以下「浄化槽保守点検業者」といいます。）について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができると規定されており、本県においても、浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）において、浄化槽保守点検業者の登録の手續、要件等を規定しています。

浄化槽について、近年の環境保全その他社会的な要請や利用者のニーズから処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要となったことから、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号：令和2年4月1日施行）により、保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されたところです。これを受け、本県においても、浄化槽法施行条例の一部改正を行います。

また、浄化槽法の一部を改正する法律により、新たに、浄化槽の使用の休止の届出が浄化槽法に盛り込まれたことから、これと同義である、浄化槽の使用の停止の届出を廃止します。

2 条例案の内容

- (1) 浄化槽の使用の停止の届出を廃止します。
- (2) 浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間内に1回以上、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検に関する研修を受けさせなければならないこととします。

3 施行年月日

令和2年4月1日